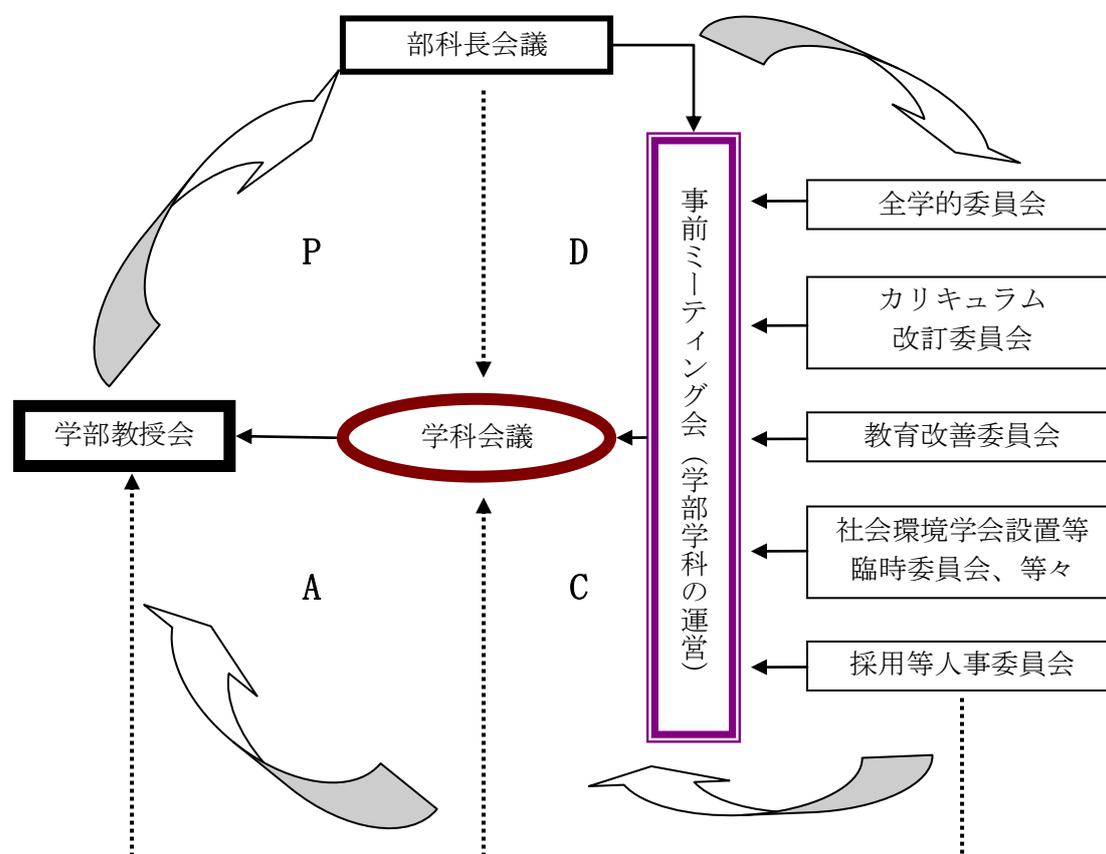


ためには、教員の意識改革を促すFD教育と、教員の業績評価の活用をさらに推進することが必要であろう。

図12-1 社会環境学部の運営管理イメージ



メリハリのある教育環境、研究環境の構築ができる。そうすることによって教員の研究力、教育力、マネジメント能力のアップ、いわゆるSTM (studies & teaches & manages) トリプルボトムアップの実現が可能となり、結果的に学部理念の実現および学部の発展につながる。

(改善方策)

この教員のSTMトリプルボトムアップを実現するために、改善策が必要である。現時点では、「社会環境学部の運営管理イメージ図」のPDCAサイクルによって、年度ごとに委員会や「事前ミーティング会」を通じて、改善策を検討し、学科会議、学部教授会において、決定し実行し、そして点検・評価し、その上更なる改善方策を検討することによって、すなわちPDCAのサイクルによって学科学部の管理運営をより良く改善していきたい。

(五) 工学研究科

本大学院の教学上の管理運営組織としては、大学院学則第8条および第9条に基づく研究科委員会がある。構成員は、教授のみとせず大学院担当の助教以上の専任教員とし、多様な意見を集約することができる開かれた委員会構成をとっている。本大学院は福岡工業大学大学院研究科委員会規程により運営されている。

研究科委員会における審議事項は、

- ①教育課程およびその履修に関すること、
- ②学位論文の審査に関すること、
- ③入学、転入学、退学、休学、復学、転学、留学、除籍、再入学および修了の認定並びに賞罰等学生の身上に関すること、
- ④教員の人事に関すること。
- ⑤大学院学則および諸規定の改廃に関すること、⑥その他予算等大学院の運営に関する重要事項、となっている。

研究科委員会は8月を除き毎月開催されている。大学院開設以来平成18年度まで本大学院は工学研究科の単一研究科構成であったので、研究科委員会は①～⑥の事項をすべて審議して、工学研究科の発展に大きく寄与してきた。

研究科委員会の下に専攻主任会が置かれ、大学院専攻主任会内規により研究科委員会の前に8月を除く毎月開催され、研究科委員会附議事項について事前に審議検討している。設置目的は、同内規第1条に「各専攻間の連絡調整を図り、教育・研究の実施を円滑にする」と規定されている。現在の構成員は、工学研究科長が議長となり、社会環境学研究科長、工学研究科修士課程7専攻、同博士後期課程2専攻の専攻主任および社会環境学研究科専攻主任である。教学上の管理運営組織として大学院担当教員の意志決定のために有効適切に機能しているところである。

平成19年度に社会環境学研究科が開設されてから、研究科委員会は、工学研究科の修士課程および博士後期課程に、また社会環境学研究科の修士課程に置かれることとなった。さらに、大学院の重用事項を審議するために工学研究科および社会環境学研究科の合同研究科委員会が置かれた。この場合、各研究科委員会は上記の①、②、③の事項を審議し、合同研究科委員会は④、⑤、⑥の事項を審議する。研究科委員会における上述のような審議内容および審議方式が適用されて、2年が経過しようとしている。④の審議事項に関しては、工学研究科では工学研究科委員会において教員の資格申請、審査委員会を承認し、その審査結果報告を受けて出席者の三分の二以上の可をもって議決している。その後この結果を合同研究科委員会に報告して承認を得ることとしている。以上、工学研究科においては、工学研究科委員会および合同研究科委員会が大学院の教育・研究に関する必要事項を定める機関であり、その役割と活動状況は適切である。

工学研究科および社会環境学研究科における審議決定事項および活動状況については、1年度に2回、研究科長が部科長会および学部教授会において詳細に報告している。また、大学院担当の全教員は学部教員を兼ねているため研究科委員会における審議事項については、学部教員に周知されている。この場合、教授会において学部の担当教員から意見を聞き、大学院の教育・研究、運営等に反映させるように努めている。よって学部教授会との間の相互関係の適切性は十分保たれている。

大学院の審議機関である研究科委員会の長である研究科長の選任は、学校法人福岡工業大学職員任用規則にある役職者の任用手続き第5条第1項第5号「研究科長、学部長、大学教務部長、大学学生部長、短大教務部長、短大学生部長、図書館長、情報処理センター長、エレクトロニクス研究所長、および情報科学研究所長は、学長が推薦し、理事長が決裁する。」により発令されている。学長のリーダーシップが発揮される任命制をとることによって、大学院のみならず全学の教育・研究に関わる改革・改善が推進される選任手続き体制が保証されているところである。役職者の任期については、同規則第7条第1項第3

号に「2年とし、再任を妨げない。」と規定しているが、学園の中長期計画の継続的な改革・改善のため各部門長の任期は概ね2期4年となっている。選任手続きは、適切であり、研究科長としての施策の一貫性、継続性の点からも選任は実効性のあるものとなっている。

工学研究科長の資格としては、①博士後期課程研究指導教員（D〇合教員）で、かつ②本工学研究科で課程博士学位審査委員会の主査を務めた教員であることが要求される。

(六) 社会環境学研究科

(現状の説明)

本研究科の大学院運営の意思決定機関として研究科委員会を置いて「大学院学則」第8条に則り運営をしている。研究科意思決定のプロセスは、工学研究科との共同の専攻主任会において大学院全体の議案が事前又は事後的に調整され、本研究科では科長と専攻主任とのミーティングで、研究科委員会における審議事案又は報告事案もしくは専攻会議の議題にわけられている。なお、専攻内では、教務・学務・研究指導・会計・資格維持等の分担を配して合議運営している。

(点検・評価)

研究科設置から2年目になるが、運營業務が一部の教員では学科運営の要職もかねていて過重負担の傾向があるが、大学院が学部教員から資格教員を選考という機構を取っている限り止むを得ない。

(管理運営上の改善課題)

開設当初の「大学院研究科委員会規程」策定における審議事項の中で人事（授業科目担当の資格適格を審議する）事項が合同研究科委員会の事項とされているほか、研究科内規及び申し合わせに至る諸規程までが合同研究科委員会において取り扱うという煩雑さを生じているので、工学研究科との協議を経て本研究科内の運営上の整理改善が必要である。